

本部各部課長 殿  
各警察署長

平成22年8月6日

項目コード	J 0 1 0 0
保存期間	30年
廃棄年月日	平成52年8月6日
担当係	組織・法制係

三重県警察本部長

審査基準等の作成、公表等について（例規通達）

対号 審査基準等一覧表の作成、公表等について（例規通達・平成6年9月28日（務）第27号）

改正 令3総発第55号

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、審査基準、標準処理期間及び処分の基準（以下「審査基準等」という。）の公表を実施するに当たり、その適正を期するため、審査基準等の作成、公表等について下記のとおり定め、実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

## 1 審査基準等の作成等

### (1) 作成者

警察本部における事務主管課は、別に定める許認可等一覧表及び不利益処分一覧表に該当する行政処分について、次の行政庁ごとに審査基準等を作成するものとする。

- ・ 公安委員会
- ・ 警察本部長
- ・ 警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）

### (2) 作成要領

#### ア 審査基準及び標準処理期間

法第5条及び条例第5条に定める審査基準並びに法第6条及び条例第6条に定める標準処理期間は、様式第1に基づき必要事項を記載するものとする。

#### イ 処分基準

法第12条及び条例第12条に定める処分基準は、様式第2に基づき必要事項を記載するものとする。

## 2 ファイルの作成及び備付け

### (1) ファイルの作成

警察本部における事務主管課が作成した審査基準等については、行政庁ごとの審査基準等のファイル（以下「ファイル」という。）を作成するものとする。

### (2) ファイルの備付け

警察本部の事務主管課は、次に掲げる区分に従い、ファイルを備え付けるものとする。

ア 警察本部事務主管課及び警察署事務主管課（係） 当該事務に係るファイル

イ 警務部総務課及び公文書閲覧室 すべての事務に係るファイル

## 3 公表等の方法

公表の方法は、申請者等に対し、審査基準等を秘密にしないとの法及び条例の趣旨から、申請者等の求めに応じてファイルを提示して閲覧させるほか、三重県警察ホームページへの掲載により情報提供するものとする。

## 4 審査基準等を定めることを要しない処分の理由説明

審査基準等を定めることを要しない処分について、申請者等から閲覧を求められた場合は、許認可等一覧表又は不利益処分一覧表に基づき、審査基準等を定めることを要しない理由を示すものとする。

## 5 審査基準等の改正手続

法令及び関係規程の改正等により審査基準等の内容を改正する必要がある場合は、警察本部の事務主管課において、その都度修正し、行政庁ごとにこれを審査基準等として定める決裁を受けるものとする。

なお、警察本部の事務主管課は、決裁終了後、速やかに各ファイルその他の公表情報の更新を行うものとする。